

令和3年7月2日

課 名 環境県民局県民活動課

担当者 課長 豊原

内 線 2739

令和3年「広島県夏の交通安全運動」の実施について

1 要旨・目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故のない安全で安心な交通社会を実現することを目的とする。

2 現状・背景

本運動は広島県年間交通安全推進施策実施要綱に基づき年4回実施しており、運動期間初日（土日祝日の場合は直前の開庁日）に開始式及び街頭キャンペーンを開催している。

3 概要

(1) 実施主体

広島県交通対策協議会（32機関・団体）

(2) 実施期間

令和3年7月11日（日）から7月20日（火）までの10日間

(3) 場所

県内全域

(4) 実施内容

ア 運動の重点

- ・ 子供と高齢者の安全な通行の確保
- ・ 高齢運転者の交通事故防止
- ・ 飲酒運転の根絶
- ・ 自転車の安全利用の推進

イ 開始式等

広島県交通対策協議会が主催する開始式及び街頭キャンペーンについては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施しない。

4 その他（関連情報等）

県ホームページ「令和3年度 各季の交通安全運動」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kotsu/koutuuanzen030101.html>

夏 令和3年広島県 の交通安全運動

令和3年 7月11日(日)~20日(火)



広島県警察反射材活用
促進キャラクター
キラリ☆マン

広島県警察反射材活用
促進キャラクター
キラリ☆ウーマン

4つの重点

子供と高齢者の
安全な通行の
確保

高齢運転者の
交通事故
防止

飲酒運転の
根絶

自転車の
安全利用の
推進

令和3年
広島県交通安全
年間スローガン

ゆとりある心と車間のディスタンス

広島県 広島県警察 広島県教育委員会
公益財団法人広島県交通安全協会・広島県交通安全活動推進センター

1
運動の重点

子供と高齢者の安全な通行の確保

横断歩道は歩行者優先です。

- 車両の運転者は、横断歩道に近づいたときは、明らかに歩行者がいらない場合を除いて、減速しなければいけません。
- 横断歩道を横断しようとしている歩行者がいる場合は、一時停止し、歩行者の横断を妨げてはいけません。

反射材
キラリ☆と光って
事故防止！



広島県警察反射材活用
促進キャラクター
「キラリ☆マン」

夜間、歩行者は明るい服を着用したり、LEDライト・反射材用品を活用して、交通事故から、身を守りましょう。

車両を運転するときは、早めにライトを点灯し、上向きライト（ハイビーム）を活用して交通事故を防ぎましょう。

対向車や先行車がいる場合は下向きライトに切り替えましょう。



2
運動の重点

高齢運転者の交通事故防止

高齢の方が亡くなる交通死亡事故が多発しています。

交通事故を起こしたり、交通事故の被害に遭わないために、加齢に伴う身体機能の変化等について把握しましょう。

- 体調が悪いときは、無理に運転をしないようにしましょう。
- 自動車等の運転に不安がある方は、運転免許証の自主返納を検討しましょう。

高齢運転者の方へ

- 通り慣れた道路でも油断せず、安全をしっかり確認しましょう。
- 運転操作は慌てず、落ち着いて確実にいきましょう。
- 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置などを搭載した安全運転サポート車（サポカー）を検討しましょう。
- 70歳以上の運転者は高齢者マークを使用しましょう。



安全運転サポート車
普及啓発協議会キャラクター
「サポにゃん」

「サポカー-S」は衝突被害軽減ブレーキに加え、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等を搭載した自動車です。高齢運転者等の安全運転を支援する車の愛称です。



3
運動の重点

飲酒運転の根絶

- 飲酒運転は重大な交通事故に結びつく悪質、危険な犯罪です。
- 飲酒運転は、反応の遅れ、動作の遅れ、判断の遅れにより交通事故を起こしやすくなります。



ハンドルキーパー運動の推進

自動車で仲間と飲食店等へ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届けるようにしましょう。



飲酒運転根絶宣言店 募集中！

広島県では、ドライバーへお酒を提供しないことを宣言する「飲酒運転根絶宣言店」を募集中です。



詳しくは広島県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kotsu/koutuuanzen290426.html>

4
運動の重点

自転車の安全利用の推進

自転車安全利用5則を守りましょう。

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外です。
2. 車道は左側を通行しましょう。
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄り徐行しましょう。
4. 安全ルールを守りましょう。
5. 子供はヘルメットを着用しましょう。

- 薄暮時等は、早めにライトを点灯しましょう。

- 自転車の損害賠償責任保険等に加入しましょう。



損害賠償責任保険等は、自転車利用者向けの賠償責任保険以外にも、自動車の任意保険、火災保険、傷害保険、共済、会社等の団体保険、クレジットカードや第二種TSマーク(赤) TSマークに付帯する保険などがあります。